

判決年月日	平成19年11月29日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事 件 番 号	平成18年(行ケ)10015号		

○ 基板の表面に成分が一定の密度で存在する解析装置の発明において、発明の詳細な説明に、当業者が「容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果」（平成2年法律第30号による改正前の特許法36条3項）が記載されているというためには、一定の密度で、各成分が基板上に存在するものを製造することができ、かつ、それが解析装置として使用可能なものであることが示されている必要があるとされた事例

（関連条文）平成2年法律第30号による改正前の特許法36条3項（現行36条4項1号）

（要旨）

本件発明に係る解析装置は、 1 cm^2 当たり $10^3\sim 10^6$ 箇所の決められた位置に、 $10^3\sim 10^6$ 種類の異なる基板表面成分を表面に有する基板を備えるものであるから、発明の詳細な説明に、本件発明を容易に実施することができる程度に記載されている（平成2年法律第30号による改正前の特許法36条3項）というためには、 $10^3\sim 10^6/1\text{ cm}^2$ という成分密度で、各成分が基板上に存在するものを製造することができ、かつ、それが解析装置として使用可能なものであることが示されている必要がある。

原告は、最判平成12年2月29日民集54巻2号709頁（黄桃事件判決）を挙げて、本件発明の実施可能性を判断する上では、収率は問題にならないと主張する。しかし、黄桃事件判決は、植物の育種という技術分野の「特性にかんがみ」、植物の再現の「確率が高いことを要しない」と判断したものである。したがって、本件発明のような「解析装置」についての発明の実施可能性の判断にまで、黄桃事件判決の趣旨が及ぶものではない。本件発明は「装置」の発明である以上、常に一定の効果を発揮するからこそ「発明」ということができるものであり、当業者が反復実施してその目的とする技術効果を挙げるることができる程度にまで具体化され、客観化されたものでなければならない。また、明細書の記載は、当業者が容易に反復して発明の実施をすることができる程度のものでなければならない。